

小学校児童指導担当者の定数化に関する意見書（案）

近年、いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒が抱える諸課題は年々増加するとともに、非行の低年齢化や発達障害児の増加など成長期の子供たちに関する新たな課題も顕在化している。

このような状況のもと、本市においては、課題を抱える児童への指導、支援について、校内の組織的取り組みの中心的役割を担い、担任等への支援や関係職員及び管理職との連絡調整を行うとともに、児童、保護者への相談活動、他機関及び地域との連携の窓口となる児童支援専任教諭を平成22年度から市独自で小学校に配置しており、平成26年度には横浜市立の全小学校に配置が完了する予定である。

この配置による効果として、文部科学省による直近の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果をもとに配置校と未配置校の状況を比較すると、1校当たりのいじめ認知件数は2.5倍、いじめ解消率は5.4ポイント向上、暴力行為の把握件数は4.2倍、不登校は3.1倍の改善数を示すなど、個に応じたきめ細やかな指導や教育を推進する上で大きな原動力となっている。

このように本市では児童支援専任教諭の小学校への配置によって大きな成果が上がっており、他の自治体でも本市の取り組みを参考に類似の制度の導入が検討されるなど、児童支援専任教諭に対する関心は全国的にも非常に高い。

しかし一方で、本市においては児童支援専任教諭の活動を保障するために本市予算で非常勤講師を配置しており、各自治体が独自にこの制度を導入しようとすると、財政面の負担が大きくなるなどの課題がある。

よって、政府におかれては、こうした課題を解消し、全ての自治体において児童をめぐる諸問題の解決に向け大きな一歩を踏み出すため、児童支援専任教諭を定数化されるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日（議決年月日）

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

あて

横浜市会議長名